

# 入札公告

次のとおり条件付一般競争入札を行うため、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第5条の規定に基づき公告する。

令和8年2月13日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 会津医療センター建物警備等業務委託 一式
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日  
※令和8年4月1日は、午前8時30分からとする。  
※令和9年3月31日とあるのは、4月1日午前8時30分までとする
- (4) 履行場所 公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター  
(福島県会津若松市河東町谷沢字前田21番地2)
- (5) この業務は、地方自治法施行令第167条の10第2項に基づく最低制限価格を設定する業務である。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第3条第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しないもの又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱第2条及び第7条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (6) 福島県の庁舎維持管理業務入札参加資格者名簿の「機械設備」、「電気設備」及び「警備」業に登録されている者であること。
- (7) 会津地方振興局管内及び会津地方振興局に隣接する振興局（県中及び南会津に限る）管内に本店、支店又は営業所等があること。
- (8) 過去5年の間に、医療法第1条の5第1項に規定する「病院」のうち、建物床面積3,000平方メートル以上及び病床数100床以上の病院において、週1回以上24時間常駐勤務が必要な警備等業務を請け負う契約を締結し、12ヶ月以上連続して当該警備等業務を履行した実績を有する者であること。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（別記1）

- (10) 当該委託業務を誠実かつ確実に履行できる者であること。
- (11) 過去2年の間、公共機関（国・地方公共団体及び国立・地方公共団体立の機構等）において、指名停止等の処分を受けていないこと。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書及び2に掲げる資格を有することを証明する書面を次に掲げる場所に提出し、当該資格の確認の申請をすること。なお、令和8年2月27日（金）午後5時までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない。

○郵便番号 969-3492

○提出場所 福島県会津若松市河東町谷沢字前田21番地2

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター総務課

○電話番号 0242-75-2100

○FAX 0242-75-2150

### 4 入札書の提出場所等

#### (1) 入札書の提出場所及び問い合わせ先

3に掲げる場所に同じ

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月9日（月）午前10時00分

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター2階 第4会議室

### 5 入札保証金及び契約保証金

入札説明書のとおり。

### 6 入札参加資格要件の審査に関する事項

この一般競争入札に参加するために提出した書類に関し、公立大学法人福島県立医科大学理事長から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

### 7 入札の無効等

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

また、入札金額が最低制限価格を下回る場合は、その入札書を失格とする。

### 8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに入札の効力が生じる。

### 9 その他

#### (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 契約書作成の要否　　要
- (3) その他詳細は、入札説明書による。
- (4) 委託契約書（案）第24条3項、第27条、第29条4項における遅延利息の率については、福島県財務規則第235条第1条（以下「当該条項」という。）に準拠しており、契約期間開始までの間に当該条項に改正があった場合、委託契約書（案）においても率を変更することがある。